

## 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事 (南陽高島IC～山形上山IC)の概要

### ◆路線の概要

東北中央自動車道相馬尾花沢線(以下「東北中央道」という。)は、福島県相馬市を起点として、福島市、山形県米沢市、山形市等を経て尾花沢市に至る延長約167kmの高速自動車国道です。



### ◆事業認定申請区間

全体計画区間：山形県東置賜郡高島町大字深沼字烏柳地内から上山市金瓶地内まで(延長約24.4km)

起業地区間1：山形県東置賜郡高島町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地内まで(延長約2.7km)

起業地区間2：山形県南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで(延長約17.0km)

◆用地の取得状況

南陽高畠IC～山形上山IC間

平成27年2月末日現在

用地取得予定面積(千㎡)	用地取得面積(千㎡)	用地取得率
1,112	1,095	98%

◆整備効果

- 山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与します。
- 一般国道13号の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与します。
- 高次救急医療施設へのアクセス向上に寄与します。

◆【参考】土地収用法に基づく事業認定について

土地収用法は、憲法第29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

土地収用法第3条には、土地を収用又は使用することができる事業(収用適格事業)として各種の公共の利益となる事業が列挙されています。当社が行う高速道路建設事業も収用適格事業に該当しますが、この収用適格事業に該当すれば、ただちに事業に必要な土地等を強制取得できるというわけではなく、事業認定庁(当社の事業の場合は国土交通大臣)より土地の収用又は使用を必要とする事業について、事業の認定を受けなければなりません。

今回、事業の認定の告示を受けたことにより、土地等の取得に向けた一連の収用手続きをさらに進めていくこととなります。



※上記フロー図は、土地収用法における一般的な手続きの概略を示したものです。